

「保育サービスの提供の新しい仕組み」 に対する全保協の考え方 (これまでの議論について)

<p>1. 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)</p>	<p>【「保育に欠ける」要件の見直しへの全保協の見解(2008.6.9)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「すべての子どもと保護者」を対象にしていくことが必要。 ②児童福祉のセーフティネットとしての保育と優先順位の堅持(国としての原則的な条件設定) ③子どもと保護者の状況と課題を総合的に判断する全国的な基準を定めるべきである。 ④行政の適切な関与(申請窓口、入所判定)が不可欠(地域の特性と運用の確保)
<p>2. 契約などの利用方式のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓サービス選択・利用方法 ✓サービスの価格の設定 ✓給付方法 ✓利用者負担の徴収方法 	<ul style="list-style-type: none"> (1)規制改革等の直接契約等、市場化には反対する。市場主義では子どもは育てられない。 (2) 現行制度のもと、新待機児童ゼロ作戦の目標(重点3か年計20→26%)を優先すべきである。 そのためには保育所の基盤整備が喫緊の課題である。 (3)その間、行政、保育所、保護者の3者の関係における、保育の利用に関する確認事項(利用方式)を検討する。 (4)現行の価格設定、給付方法、費用徴収の仕組みは変えない(行政関与を維持する)。
<p>3. 市町村等の適切な関与の仕組み(保育の必要度が高い子どもの利用確保等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)子どもと保護者の状況と課題を総合的に判断する基準と仕組み、保育を必要としている子どもと保護者の利用を保障するためには、市町村の適切な関与(申請窓口、入所判定)は必須条件 (2)行政の相談窓口、情報提供機能の確保は不可欠 (3)保護者と子どものニーズが相反する場合の適切な判断が必要
<p>4. <u>保育サービスの質の確保(質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)保育制度を基盤とするサービスの新たな仕組みの前提として、質が担保されること、子どもの最善の利益の保障ははずせない。 (2)具体的には配置基準(保育の単位の小規模化、子どもに関わる保育士の増)の改善が必要 (3)保育士等の労働条件の改善、ワークライフバランスの確保 (4)保育実践における専門性を高める研修、人材育成の拡充策 (5)アウトカム評価が困難であるという特性から、客観的な保育実践の検証システムが必要である。

「利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組み」の検討課題

<p>①現行の市町村の保育実施義務の例外規定の課題、サービス・給付の保障の仕組み</p>	<p>○国および地方公共団体は、保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任がある、と児童福祉法に定められている。</p> <p>○市町村には、地域における子どもの育ちを保障するために、保育の実施と基盤整備の責任がある。</p> <p>○例外規定による認証保育所等には保育の質や事業の継続性に課題がある。あくまでも緊急避難的なものであって、それが常態化するような免責条項ではないことを国の責任において徹底すべきである。</p>
<p>②必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)</p>	<p>○保育を必要としている(現行の「保育に欠ける」)子どもと保護者が排除されない仕組みと行政関与(申請窓口、入所判定)を確保することが不可欠。</p> <p>○規制改革会議「中間取りまとめ」における、「逆に利用者を選択する形となり、障害児や低所得世帯の児童の受入れを拒否するのではないかといった懸念を回避するにはセーフティネットとして公立保育所の位置づけを明確化し、障害児保育に実施や低所得層の優先入所等、受入体制の整備・強化を進める」ということは、逆に利用者を固定化・差別化することであり、保育利用の公平性を損ねる。</p>

<p>③サービスの必要性・必要量の判定と受入れ保育所の決定が一体的に実施されている現行の仕組みの課題</p>	<p>○保育の実施責任は市町村にある。市町村行動計画や財政負担を含め、住民の保育の必要、要請に応えることである。</p> <p>○現在、指摘されている課題は、待機児童対策のための量の確保における財政負担が抑制されていることによるものであって、現行の仕組みの問題ではない。</p> <p>○むしろ一体的に行われていることにより、真に「保育を必要としている」子どもの保育を優先的にする等、配慮ある対応が可能になっている。</p> <p>○すべての子どもを対象にサービスの必要性・必要量の判定と保育所、子育て支援サービス等への受け入れ、保育・子育て支援の提供を行うのであれば、相当の財源確保と体制整備が不可欠である。</p>
<p>④サービス提供基盤の責任の明確化</p>	<p>○保育の実施責任、サービス提供基盤の責任は市町村にある。</p> <p>○ただしサービス提供基盤の責任は市町村にあるとはいえ、市町村の財政に格差がある現状を考えると、特に待機児童が多い地域の基盤整備を市町村任せにすると、基盤整備が進まないという結果になる。国において、補助率の改善等を含めた相当の財源確保と体制整備が不可欠である。</p>

<p>⑤認可基準など一定の基準によるサービスの質の確保の仕組みの必要性</p>	<p>○国の最低基準は堅持するべきである。</p> <p>○保育の質を確保するためには、認可基準、児童福祉施設最低基準により最低限の保育の質は規定することが肝要。また、実際には子どもの育ちを保障する環境を整備向上させるために、昭和23年以降大きな改正が行われていない児童福祉施設最低基準について、科学的根拠を立証し、改善する必要性がある。</p> <p>○認可外保育所については、格差が大きい、より認可を受けられるようインセンティブが働く仕組み、および予算の投入が必要ではないか。認可を受けていない認可外保育所に公費を投入することは実質的に認可基準の切り下げにつながるため、避けるべきである。</p> <p>○保育士資格を有する保育者の確保・配置が必要不可欠であり、准保育士等の導入には反対する。</p>
<p>⑥保育所と利用者の当事者間でサービスの向上等に取り組むことを促す仕組み</p>	<p>○保育の質の向上や、ニーズに即したサービスを提供していくためには、現行の保育所の運営費・配置基準・最低基準、保育士等の労働条件の改善が行われないと、実現が不可能。</p> <p>○第三者評価、自己評価と保育の計画(保育課程、個別計画)等を有効に活用した保育の実践の質をあげるべきである。</p> <p>○サービスの質の向上等の改善は当事者間の関係性、利用方式の見直しではなく、法人、施設経営にかかる財源等の有効活用(質の向上への投資等)に関して改善を行うことが必要である。</p>

<p>⑦利用者の手続き負担や保育所の事務負担に対する配慮</p>	<p>○保護者の負担:増 認可保育所1か所だけへの申し込みで済むことは少なく、保育所(認可外保育所も含め)の情報収集、複数の保育所への入所申し込みが必要となる。情報を取れる保護者は良いが、そうでないと保育の利用に支障がおきる。</p> <p>○認可保育所の負担:増 定員を超える応募があった場合の選考の手続きと判断を行う必要が生じ、事務作業も増大する。</p> <p>○保護者のニーズは多様であり、かつ保育所へのアクセスがスムーズにできない等、重い課題のある保護者もあり、行政での受けとめは必要。</p>
<p>⑧所得にかかわらず一定の質の保育サービスを保障するための公定価格の必要性</p>	<p>○保護者の所得に応じて、子どもの受けられる保育サービスに格差が生じる直接契約は、望ましくない。</p> <p>○保護者のニーズが先行されると、子どもの育ちにとって、不要なサービス(不必要な長時間保育等)も懸念される。</p> <p>○低所得者層、母子家庭・父子家庭への配慮は、現行どおり不可欠。</p> <p>○現行の保育料の算定根拠は、前年度の住民税による。住民税を納めていないと、保育料の負担なしと判定されるケースもある。一方で、当該年度で所得が激減する場合もあり、働き方も多様化している現在、保育料の算定の方法の見直しが必要。</p> <p>○また、利用者負担が他の社会保障制度と比べて高いことにより、保育を必要としている家庭のニーズを潜在化させている状況がある。保護者の多くが、経済的基盤の弱い世代であることを考えると、利用者負担率(4割)についても軽減が必要である。</p>

<p>⑨給付費の支払い方法</p> <p>⑩利用者負担の徴収方法</p>	<p>○保育料の未納・督促を保育所で取り組むことになると、事務体制が必要(一法人一施設の保育所が6割)。現行、行政でやりきれているものを移行する必要がない。</p> <p>○保育料の未納、滞納が生じると予測され、事業者だけで対応できると思えず、最終的に子どもの保育に支障が出ることも懸念される。</p> <p>○保護者に直接、給付する補助方式(手当等)は、給付量(金)の算定、給付対価としてのサービス提供のあり方等が現実的には難しく、保護者によっては保育を必要としているのに保育サービスを利用しないといった事態も生じる懸念があり、反対である。</p>
<p>⑪その他</p>	<p>○地域格差がある現状の中、待機児童の多い都市部、子どもの数が減少している地方部の状況に合う多様な機能、小規模な保育(所)制度の仕組みを作るべき。</p> <p>○虐待ケース等、社会的養護の必要な子どもの利用の適切な判断のもとに、行える仕組みを構築すべき。(児童相談所などとの連携強化)</p> <p>○新たな保育サービスの提供の仕組みを作るための前提は、子どもの発達を保障することであり、そのためには保育の質の維持・向上が必要である。現行の認可保育所制度についても、子どもの発達を保障する観点での改善が必要不可欠。</p>

保育サービスの必要性の判断基準 （「保育に欠ける」要件の見直し）

<p>①女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労時間帯を問わない保障の方向性 ・就労量に応じた保障の方向性 ・求職中の取扱い 	<p>○女性の就業状況の多様化により、「昼間就労」という要件が現状にあっていないと指摘されている。夜間や休日就労のニーズは、子どもが少人数であってもより厚い提供体制(安心、安全の確保された)が必要で、制度の見直しが必要である。</p> <p>○基本的には「すべての子どもと保護者」を対象に保育ニーズに応えていくことが必要だが、需給バランスがとれていない地域にあっては、現行のようにより保育の必要度が高い子どもと保護者の保育ニーズへの保障が不可欠(就労量等、一定の基準による保育の必要度をはかる仕組みが必要)。</p> <p>○求職中であっても保育を利用できるよう明確にし、あわせて保育を利用できるだけの需給バランスをとることが必要。</p> <p>○利用する曜日や時間等をフレックスにする一時預かりの利用の仕組みを拡充するためには、保育士等の体制整備、環境整備が必要不可欠であり、補助金ではなく運営費として積算するべきである。</p>
<p>②利用者の必要量に応じたサービス量の認定の仕組みの必要性・保障すべき上限量</p>	<p>○「すべての子どもと保護者」を対象に考えると、保育の必要度を、子どもと保護者の状況と課題、その後の変化に応じて総合的に判断する仕組みが必要不可欠。</p> <p>○その仕組みにおいては、とくに母子家庭・父子家庭等含む「保育に欠ける」子どもが優先的に利用できる仕組みをはかるべきである</p> <p>○また、判定に不服がある場合の申し立てのシステムをつくるべきである。</p>

<p>③同居親族要件のあり方</p>	<p>○すべての子どもと保護者を対象にサービス提供を考えると、同居親族がいるからと言って、必ずしも良好な育成環境が担保されているとは言えない。現行の「同居親族」要件(養育の協力の適否と可否等)をより個別的な事由をもって判断する必要がある。</p>
<p>④専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容</p>	<p>○すべての子どもと保護者を対象にサービス提供を考えることは子どもの育ちの保障から必要である。ただしその前提として、保育の需給バランスをとるよう、質の担保された量の拡充を図ることが必要。</p> <p>○またそのためには、保育所や子育て支援サービスの受け入れ態勢を整備することが必要。現行のように保育所の自己努力に課せられているのではなく、拠点づくりと子育て支援担当の専門職員等の配置が求められる。</p>
<p>⑤国による最低限保障される範囲の明確化と、その上での地域の実情に応じた対応を可能とする仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の供給基盤に応じて判断基準を決められる現行の仕組みの課題 ・母子家庭・父子家庭・虐待ケースなど特に必要性の高い子どもの利用保障 	<p>○地域の供給基盤は、行政、保育所、利用者、地域関係者を含めた次世代育成支援行動計画のなかに位置付けるべきである。次世代育成支援行動計画を実効あるものにするためには、財源確保が必要である。</p> <p>○母子家庭・父子家庭等含む「保育に欠ける」子どもが優先的に利用できる仕組みは必要不可欠。</p> <p>○虐待等、社会的養護が必要な子どもについては、適切な判断と調整を行うこと。社会的養護が必要な子どもの保育にあたっては、保育所に任せて終わることのないよう、児童相談所や要保護児童地域対策協議会等、支援体制を整備するとともに、子どもや保護者により支援を行うための人員配置等、環境整備が必要である。</p>

<p>⑥必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)</p>	<p>○直接契約方式を導入しないこと。(再掲)</p>
<p>⑦その他</p>	<p>○子どもに障害がある場合の保育利用を、保護者と子どもの状態をもって可能とさせるべきである。</p>

多様な提供主体の参入について

<p>①保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的に働くことの課題</p>	<p>○自治体の基盤整備への抑制には、財政負担の限界が表れている。行政の裁量は財政負担の限界によって抑制されている。</p> <p>○施設整備のハード交付金の仕組みでは、公立保育所は一般財源化で市町村が100%負担となる。また、私立保育所においても市町村1/4法人1/4の負担が必要である。</p> <p>○現実としては、地方自治体の財政が厳しく、国が財源を確保しても市町村では保育所を増改築することが難しい状況にある。国の財政投入により、補助率を変えることによって、地方自治体、法人の負担を軽減できなければ、保育所整備は進まない。</p>
<p>②必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて</p>	<p>○認可外保育所については格差が大きく一概にすべての認可外保育所について述べられない。ただし、実質、認可外保育施設調査で認可外保育所の7割が改善指導を必要と指摘されていることを、現状として捉えることが必要である。</p> <p>○国においては認可外保育所がより認可を受けられるようなインセンティブが働く仕組みを作ることが有効</p> <p>○認可外保育所を給付対象とするにあたっては、質の確保を図るため、認可を受けることが前提である。</p>

<p>③地域の保育機能維持のための視点</p>	<p>○子どもの数が減少している地域こそ、子どもの集団としての育ちを保障するために、保育や子育て支援ニーズを受けられる権利(アクセス)を保障することが大切。</p> <p>○保育は地域と生活に密着しているという特性をもつ。その観点からも広域から子どもを集約する(移動させる)ことはリスクを伴うものであり、地域の生活圏で保育を受けられる権利を保障する必要がある。</p>
<p>④株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)に係る課題</p>	<p>○現行では、憲法第89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることにより、公に属さない事業に対しては補助金は支弁されない。</p> <p>○また、児童福祉法第56条により、社会福祉法人、日本赤十字社または民法第34条の規定により設立された法人に、都道府県、市町村は補助を支弁することができることとされている。このことはその法人等の性格により国の補助の可否が規定されていることであり、公的でない企業等に施設整備費が支弁されない根拠となっており、妥当である。</p> <p>○施設整備費負担金等の交付に当っては、交付要綱に掲げる条件が付されており、厚生労働大臣の承認を得ずに譲渡、交換、貸付、担保に供してはいけないことになっており、財産処分もできない。</p> <p>○また、社会福祉法人は自己負担が1/4あるにも関わらず、解散する際には、同一事業者に寄付する以外は、全額、国に返還することが義務付けられている。一方、株式会社は株主に還元することになり、成り立ちそのものが異なる。よって企業等に施設整備費を支弁することを認めることはできない。</p>

<p>⑤運営費の用途範囲制限、会計基準の適用による課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○法人施設の用途範囲制限を緩和し、保育所の整備等、積極的に活用範囲を拡げるべきである。 ○会計基準については、一法人一施設である保育所が6割であるという実状を考慮し、社会福祉法人会計基準を維持すべきである。 ○運営費の7割は人件費である。運営費等改善により、保育士の労働条件等を改善する必要がある。
<p>⑥多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの育ちを守る、という視点に立つと「質」の確保された量の整備と事業の継続性をはかることが必要。 ○最低基準等を遵守した認可保育所を拡充することで、子どもの育ちを保障すべき。 ○多様な提供主体の参入を図る際には、最低基準を守ることを前提に、「認可」を受けた施設での拡充を図るべきである。 ○また認可外においても子どもの育ちを守るためには、市町村の指導監督を徹底させ、認可基準に近づくよう指導させるべきである。 ○評価項目の見直しを行うとともに、第三者評価等保育内容の検証をはかるシステムの確立が必要である。

保育サービスの質

<p>①保育サービスの質のための前提</p>	<p>○他者の子どもを育てるという責任と役割にこそ、保育士資格と保育の質の意義がある。つまり、「倫理観に裏付けられた専門的知識、技術、判断をもって子どもを保育する」のであって、研修等の拡充をはかるための環境整備が必要である。</p> <p>○子どもの育ちを支え、保育サービスの質を確保するためには、最低基準等を遵守し、子ども一人ひとりの発達に応じ、客観的な保育の質が担保された認可保育所を提供主体の基本とするべきである。</p> <p>○最低基準の遵守義務のない認可外保育所に、公費を投入することは、実質的に最低基準の切り下げを意味するため、妥当ではない。認可外保育所が認可を取れるようインセンティブが働く仕組みを作り、認可化を促進することを前提にするべき。</p> <p>○現行の国の最低基準はあくまでも「最低」であり、昭和23年に制定されてから大きな改正は行われていない。現実の子どもや家庭のおかれている状況へ対応し、子ども一人ひとりのニーズに応えた保育を提供するためには、現行の国の最低基準(人的配置・環境等)の改善と向上が必要である。</p>
<p>②保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築</p>	<p>○児童福祉施設最低基準が制定された昭和23年は、敗戦直後の救貧施策として基準が決められている。当時の厚生省児童局企画課長の証言においても、「…一応先進国のそれに近づき、その基礎の上に立って児童福祉施設の最低基準も一年一年、高いところに高められ、やがては欧米のそれに「追いつき」それを「追いこす」ことを理想としてはもたなければならないだろう」とされている。</p> <p>○現行の国の最低基準は、諸外国と比較しても低い水準にあり、社会情勢や家庭・子どもをとりまく状況が変化してきている中で、見直しをする必要がある。</p> <p>○見直しに当たっては、子どもの育ちを保障するために必要な環境を整備していくことを前提に行うべきである。</p>

<p>③最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者に創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方</p>	<p>○国の児童福祉施設最低基準はあくまでも「最低」であり、各地方自治体やサービス提供者の独自性は、子どもの育ちにとってよりよいものとなるよう、そのうえに積み上げるものである。</p>
<p>④保育所職員の配置基準のあり方</p>	<p>○一人ひとりの子どもの発達・育ちにあわせた保育を提供するためには、他者の子どもを育てる責任と役割を担っている保育士の専門性が必要不可欠であり、現在、保育所に課せられている役割と責任を果たすためには、職員配置基準の改善が必要である。</p> <p>○「全国の保育所実態調査」で明らかになったように、保育現場には配慮が必要な子どもや関わりの必要な保護者が増えている。また、障害児支援のあり方で検討されたように保育所には障害のある子どもの保育が求められているが、配慮が必要な子どもや障害のある子どもの保育には、現在の配置基準では対応しきれないのが現実であり、条件整備が必要。</p> <p>○配慮が必要な子どもと保護者への対応を保育所では現実として図ってきてはいる。保育所保育指針で規定されているように子ども一人ひとりの育ちにあわせ、多様な子どもや保護者のニーズにきちんと応えるためには、専門性をもった職員の配置等が必要である。</p>

<p>⑤保育士の養成・研修のあり方</p>	<p>○保育の質を担保・向上するうえで保育士の資質向上、研修は必要不可欠である。そのために保育士が研修が受けられるような人員配置・環境整備が必要である。</p> <p>○保育士の養成課程の見直しが必要である。現実として2年制卒の保育士は臨床経験が不十分であり、2～3年間は現場が求める役割を十分に果たすことが困難である。そのため、初級、中堅、上級の研修が受けられる体制整備が必要である。</p> <p>○現行の養成課程に加えて、4年制の保育士の養成課程の検証が必要である。そのためには、あわせて保育士の給与体系等の見直しも必要である。</p> <p>○障害児、病児病後児等、より専門技術・知識をえるための研修を導入すべきである。</p> <p>○保育士の実践をスーパーバイズ、マネジメントする主任(管理)保育士を制度化するべきである。</p>
<p>⑥保育士の労働条件の整備・改善</p>	<p>○公立保育所では一般財源化の影響で、正規保育士の削減が進み、現場において非正規保育士・非常勤保育士が増加しており、その影響が民間保育所にも及んでいる。</p> <p>○さらに労働条件も実質上、悪化しており、継続的な就労が難しいのが現状である。専門性のある保育士が継続的に就労することが可能なような労働条件、環境整備が必要である。</p> <p>○保育士のワークライフバランスをはかること、男性であれ女性であれ保育士が一生懸命働き続けられるような条件整備が必要である。</p>

<p>⑦都道府県の指導監督や第三者評価のあり方</p>	<p>○第三者評価については、現在の評価の仕組みや評価項目の一部は、保育所の実状に即していない。保育の実状がきちんとはかれる項目とするべきである。</p> <p>○経営・運営の課題だけではなく、保育内容を検証するための評価内容とするべきである。</p>
<p>⑧その他</p>	<p>○保育所は、子どもの24時間の生活の連続の中で、子どもの育ちを支えている。日常的に保護者との連携が不可欠であるという特性を持っており、子どもの育ちを総合的とらえ支え、子育てをはかる必要がある。</p> <p>○保育の質を考えるうえで保護者と保育所・保育士の連携のあり方も考慮する必要がある。</p>

保育サービスの質(2)

<p>①認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化</p>	<p>○認可外保育所が認可を取らない理由・取れない理由を明確にするべきである。</p> <p>○その上で最低基準を満たす保育所については、認可をとるように働きかけを行うことが求められる。</p> <p>○質の向上に向けては、環境整備を行うとともに、保育者の研修・人材育成が必要不可欠。全国保育協議会や都道府県保育組織の一部では、会員外でも研修に参加できるようにしており、認可外保育所の保育者でも参加ができる。このような機会を活用し、認可外保育所の保育者でも研修・人材養成をはかるようなインセンティブをつけるべきである。</p> <p>○質を改善していくためには、市町村の適切な関与・指導も必要である。</p>
<p>②待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題</p>	<p>○認可保育所に入所できないから、認可外保育所への支援を求める意見もあるが、このことは本末転倒であり、国・自治体の責任の回避である。すべての子どもが必要な保育サービス、質の確保されたサービスを利用できるよう整備していくことが必要である。</p> <p>○そのためには特に待機児童の多い地域への集中的な財政投入、補助率の見直し等により、質の担保された認可保育所を整備していくよう努めるべきである。</p>

<p>③認可保育所に対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保</p>	<p>○夜間に子どもを保育するためには、昼間の保育よりも、より個別的なケアを必要とするため、手厚い人的配置、環境整備が必要である。保育所における拡充を図るのであれば、対応できる条件整備をはかるべきである。</p>
<p>④待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点</p>	<p>○待機児童が多い都市部であっても、国の面積基準、保育士資格を有する保育者の配置は、変えるべきではない。都市部に必要な面積確保や保育士の確保が難しいという論理は、財政優先の論理であって、保育の質を低下させる要因になる。子どもの育ちにとって必要な基準は、地域によって異なるべきではない。現行の最低基準の引き下げは許されない。</p>

<p>⑤定員要件のあり方(小規模なサービス形態)</p>	<p>○子どもの育ちを保障するためには、地域によっては、また夜間・休日等のニーズへの対応にとっては、多様な機能をもった小規模な保育所のあり方が望まれる。</p>
<p>⑥保育士資格要件の必要性</p>	<p>○保育の質を担保する専門性において、保育士資格は欠かせない。准保育士等の導入には明確に反対する。</p> <p>○他者の子どもを責任を持って育む、専門職としての保育士だからこそ、子どもの最善の利益が保障される保育をはかれるのである。子どもを育てたことがあることと、他者の子どもを育てることの責任と行動は異なることであり、そこにこそ保育士としての専門性がある。</p>

<p>⑦認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上</p>	<p>○認可外保育所であろうと、子どもの保育に従事する職員は保育士資格保有者を前提とするべきである。保育(養護と教育の一体的提供)は、保育士の専門性をもって成り立つものである。</p>
<p>⑧認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たしえない地域の取扱い</p>	<p>○国・自治体の責任の回避としか思えない。すべての子どもが必要な保育サービス、質の確保された子育てサービスを利用できるよう整備していく必要がある。</p>